



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：米国議会における新たな対イラン制裁法案の可決（報道取り纏め）

対イラン制裁法案の可決

米国の上院と下院の両院において、7月30日に、対イラン制裁を強化する内容の統一法案（HR1905）が提出された。両院が同法案を公表した数時間後、米ホワイトハウスは、同様の方法でイランの経済部門を対象とする対イラン制裁を強化する大統領令を発令した。

8月1日に米国の上院と下院は、イランのエネルギー部門および同部門と取引する第三国の業者、イランと取引する第三国の金融機関・海運業者・保険会社に対する制裁を拡張する法案を可決した。

同法案は、イランが、石油と金との交換などバーター取引をすることや、エネルギー債の販売および政府債の発行により、制裁を弱体化させることを強く非難し、NITC（National Iranian Tanker Company, イラン国営タンカー会社）やNIOC（National Iranian Oil Company, イラン国営石油会社）に保険や再保険を供給する者に対しても制裁を課す。同法案の条項には、イランから原油を輸送する者、イラン産原油に関して産出国を隠した者、精製された石油商品をイランに輸送した者に制裁を科すと規定されている。同法案は、拡散に係る商品を輸送したり、イランの「暴力的な過激論者」を支援する船舶についての制裁も含んでいる。同法案により制裁を科された船舶には、最大2年間、米国の港への停泊が禁止される可能性がある。同法案における金融上の制裁には、制裁対象の活動に関して、証券取引委員会の強制的な開示が含まれ、法律制定後、イランのソブリン債の購入も禁止される。同法案には、イラン中央銀行に対する現行の制裁を強化する条項もある。さらに、イラン革命防衛隊を対象とする特定の制裁や、イランおよびシリアでの人権侵害者に関する大統領令を成文化する条項も存在する。

中国とイラクの銀行への制裁

7月31日、米財務省は、現行法違反として、中国の崑崙銀行とイラクのエラフ・イスラミック銀行に対し、制裁を科すことを発表した。ベン・ローズ国家安全保障担当補佐官は、同発表に関し、上記のような議会での制裁法案の採決のタイミングに合わせたのではないとしたが、議会では、議会のより積極的な方針に習って対イラン政策を前進させようとするホワイトハウスの試みであると見なされているという。